

2019年9月2日

各 位

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
本部 肥飼料安全検査部 肥料管理課

肥料認証標準物質の代金改正のお知らせ

平素は肥料の品質保全、安全性の確保に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和元年10月1日より消費税率が改正されることを受け、肥料認証標準物質（以下標準物質）の代金を変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改正後の代金について

1本あたり28,000円（税込）から29,000円（税込）に改正します。

2. 改正後の代金の適用開始について

改正後の代金は、標準物質の発送日が10月1日以降の申請から適用します。

9月17日までに代金の振込み及び配布申請書が当方に到着している申請については、9月30日までに標準物質を発送いたします。9月18日以降に代金の振込があった申請については、10月1日以降に発送いたしますので、9月18日以降は改正後の代金を振り込むようお願いいたします。

3. 問い合わせ先

本部 肥料管理課

Tel 050-3797-1854